

YOKOHAMA BAY SOLTILO FIELD における撮影についての取扱要領

1 趣旨

この要領は、YOKOHAMA BAY SOLTILO FIELDにおける撮影に関し、必要な事項を定める。

2 撮影許可の条件

- (1) 近隣住民および近隣施設に支障を及ぼさない時間、場所及び撮影方法であること。
- (2) 撮影内容が YOKOHAMA BAY SOLTILO FIELDの信用又はイメージを損なうものでないこと。
- (3) 公序良俗に反しないこと。
- (4) 撮影した写真、動画等を目的以外に使用しないこと。また、施設運営会社である SOLTILO株式会社（以下、SOLTILO）の許可なく他で公開しないこと。
- (5) 撮影に際し、建物、土地、外構の形状等の改変を行わないこと。撮影現場の原状復帰は撮影者側が責任を持って行うこと。
- (6) 施設、設備等が破損した場合は弁償すること。
- (7) 近隣に迷惑をかけないこと。
- (8) 撮影に要する電源等必要な機材は、原則として撮影者側が用意すること。
- (9) 撮影料は原則として無料とする。ただし、施設設備等を占有する場合又はSOLTILOの負担が大きいと考えられる場合は有料とすることがある。なお、その場合の料金については、撮影の目的等を考慮し、別に定める。
- (10) 撮影に当たり、施設利用者および従業員の権利を侵害しないこと。
- (11) 撮影に当たっては、SOLTILOの立会者の指示に従うこと。
- (12) 原則として「撮影会場協力：YOKOHAMA BAY SOLTILO FIELD」等のクレジットを表記すること。

3 申請方法

- (1) 原則として撮影日の一週間前（施設休業日を除く）までに、撮影の企画・内容等についてSOLTILOに事前相談すること。
- (2) SOLTILO の内諾を得た場合は、撮影日の 3 日前までに別紙1「YOKOHAMA BAY SOLTILO FIELD における撮影許可申請書」を提出すること